



島根県報

平成31年3月1日（金）

第3,087号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（ " ）	4
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	5
指定施業要件の変更予定保安林	（ " ）	5
保安林の指定（2件）	（ " ）	6

【訓 令】

合同庁舎等運営管理規程の一部改正	（管 財 課）	7
------------------	---------	---

【公 告】

平成31年度前期技能検定試験の実施	（雇 用 政 策 課）	7
平成31年度技能検定試験の実施	（ " ）	11
基本測量の終了（2件）	（技 術 管 理 課）	13
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	（都 市 計 画 課）	14

【公安告示】

警備業務に係る検定合格者審査の実施	（警 察 本 部）	14
-------------------	-----------	----

告 示

島根県告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
株式会社なのはな薬局	益田市駅前町33-14	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年12月1日
法吉訪問看護ステーション	松江市西法吉町35-20	精神通院医療	平成30年12月1日
訪問看護・介護ステーションすずらん	松江市上乃木七丁目6-1古沢整形外科医院2階	精神通院医療	平成30年12月1日
医療法人青葉会松江青葉病院	松江市上乃木五丁目1番8号	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人仁風会八雲病院	松江市大庭町1460-3	精神通院医療	平成31年1月1日
東部島根医療福祉センター	松江市東生馬町15-1	精神通院医療	平成31年1月1日
釜瀬クリニック	松江市豎町81	精神通院医療	平成31年1月1日
小松クリニック	松江市黒田町30-4	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人社団ほほえみ会いんべ杉谷内科小児科醫院	松江市東忌部町83-22	精神通院医療	平成31年1月1日
さんメンタルクリニック	松江市南田町95-17あさひビル3階	精神通院医療	平成31年1月1日
島根県立心と体の相談センター	松江市東津田町1741-3	精神通院医療	平成31年1月1日
まつしま脳神経内科クリニック	松江市下東川津町42-5	精神通院医療	平成31年1月1日
松江市立病院	松江市乃白町32-1	精神通院医療	平成31年1月1日
佐藤内科医院	松江市天神町15	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人社団太田脳神経外科クリニック	松江市砂子町196-3	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人同仁会こなんホスピタル	松江市宍道町白石129-1	精神通院医療	平成31年1月1日
独立行政法人国立病院機構松江医療センター	松江市上乃木五丁目8番31号	精神通院医療	平成31年1月1日
社会医療法人清和会西川病院	浜田市港町293-2	精神通院医療	平成31年1月1日
島田病院	浜田市殿町83-30	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人北村内科クリニック	浜田市国分町1981-159	育成医療 更生医療	平成31年1月1日
さわだこどもクリニック	浜田市国分町1981-132	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人社団MOKO大石内科医院	浜田市黒川町115-1	育成医療 更生医療	平成31年1月1日
医療法人社団やすぎクリニック	浜田市下府町69-1	精神通院医療	平成31年1月1日

岡本胃腸科内科医院	浜田市長沢町550-21	精神通院医療	平成31年1月1日
出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人社団自進堂河原泌尿器科医院	出雲市西平田町85	更生医療	平成31年1月1日
きさ内科皮フ科クリニック	出雲市平田町7606	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人同仁会海星病院	出雲市大津町3656-1	精神通院医療	平成31年1月1日
秦医院	出雲市西園町331-1	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人エスポアール出雲クリニック	出雲市小山町361-2	精神通院医療	平成31年1月1日
おおつかクリニック	出雲市大塚町747-1	更生医療	平成31年1月1日
深田医院	出雲市高岡町53-1	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人同仁会あさひクリニック	出雲市塩冶町950-2	精神通院医療	平成31年1月1日
出雲市民病院	出雲市塩冶町1536-1	更生医療	平成31年1月1日
きむらこどもファミリークリニック	出雲市西新町一丁目2548-9	精神通院医療	平成31年1月1日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人姫野クリニック	出雲市塩冶町1069番地	育成医療 更生医療	平成31年1月1日
医療法人社団藤成会藤江歯科医院 ふじえ歯科矯正歯科クリニック	出雲市松寄下町713	育成医療 更生医療	平成31年1月1日
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	精神通院医療	平成31年1月1日
		育成医療 更生医療	平成31年2月1日
竹下内科医院	出雲市大津新崎町4-32	精神通院医療	平成31年1月1日
岩本内科医院	益田市乙吉町イ209-11	育成医療 更生医療	平成31年1月1日
社会医療法人正光会松ヶ丘病院	益田市高津四丁目24-10	精神通院医療	平成31年1月1日
永瀬脳外科内科	益田市土井町2-27	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人順生会すみかわクリニック	益田市東町2-9	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人恵和会石東病院	大田市大田町大田イ860-3	精神通院医療	平成31年1月1日
大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成31年1月1日
須田医院	大田市仁摩町仁万862-1	精神通院医療	平成31年1月1日
社会医療法人昌林会安来第一病院	安来市安来町899-1	更生医療 精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人杉原医院	安来市安来町898-4	精神通院医療	平成31年1月1日
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931	精神通院医療	平成31年1月1日
西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成31年1月1日

島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016-37	育成医療 更生医療	平成31年1月1日
医療法人陶朋会平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成31年1月1日
雲南市国民健康保険掛合診療所	雲南市掛合町掛合1312	精神通院医療	平成31年1月1日
町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622-1	精神通院医療	平成31年1月1日
永生クリニック	仁多郡奥出雲町横田1063-1	精神通院医療	平成31年1月1日
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060	精神通院医療	平成31年1月1日
加藤病院	邑智郡川本町川本383-1	精神通院医療	平成31年1月1日
秦クリニック	邑智郡美郷町粕渕387-4	精神通院医療	平成31年1月1日
邑智郡公立病院組合公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	更生医療 精神通院医療	平成31年1月1日
大隅医院	邑智郡邑南町中野983、984	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人好生堂和崎医院	鹿足郡津和野町後田口405	精神通院医療	平成31年1月1日
津和野共存病院	鹿足郡津和野町森村口141	精神通院医療	平成31年1月1日
松浦内科胃腸科	鹿足郡吉賀町六日市795	精神通院医療	平成31年1月1日
六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368-4	精神通院医療	平成31年1月1日
隠岐広域連立立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	精神通院医療	平成31年1月1日
高梨医院	隠岐郡隠岐の島町栄町1410	精神通院医療	平成31年1月1日
隠岐の島町国民健康保険都万診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773-1	精神通院医療	平成31年1月1日
隠岐広域連立立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	精神通院医療	平成31年1月1日
隠岐の島町国民健康保険五箇診療所	隠岐郡隠岐の島町郡584-1	精神通院医療	平成31年1月1日
訪問看護ステーションA o i	松江市西川津町1611-1	精神通院医療	平成31年1月1日
医療法人湯原内科医院	松江市苧町9-1	精神通院医療	平成31年2月1日
島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成31年2月1日
雲南なごみクリニック	雲南市木次町里方1093-47	更生医療	平成31年2月1日
医療法人コスモ会奥出雲コスモ病院	雲南市木次町里方1275-2	精神通院医療	平成31年2月1日
あやめ薬局	鹿足郡吉賀町六日市378-5	育成医療 更生医療	平成31年2月1日
そうごう薬局島根大学前店	松江市学園二丁目27-16	精神通院医療	平成31年2月1日
さくらクリニック益田	益田市乙吉町イ102-1	精神通院医療	平成31年2月1日

島根県告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
順天堂薬局サンデー江津店	江津市嘉久志町2425-19	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年11月21日
もみじ薬局	仁多郡奥出雲町三成358-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年12月1日
統合医療出雲いいじまクリニック	出雲市大社町杵築東454	精神通院医療	平成31年1月1日

島根県告示第126号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市弥栄町程原972-5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第127号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市大社町鶴峠字真星山310、311、312-1、312-2、312-6、312-23、312-26、字芦谷400、402、404、542、字大桂485、754、字矇鳴山496、498、540、字伯母ヶ谷530-1、字祖父ヶ谷531-1、531-2、531-4、536-1、字御腰掛535-3、字小中747-1、747-2、字モクロジ748、字中山752-1、字茅クドシ753、字松材山755

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第129号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
浜田市三隅町下古和176、180内1、180-2、181-1、1211内1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
三隅町下古和176、180-2、181-1、1211内1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓**令**

島根県訓令第1号

本 庁
地方機関

合同庁舎等運営管理規程（昭和31年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項中「、仁多集合庁舎」を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公**告**

平成31年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 実施職種（作業名）及び実施等級
 - (1) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）
 - 造園（造園工事作業）
 - 鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）
 - 金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）
 - 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）
 - 放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

酒造（清酒製造作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（表具作業）

表装（壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）

機械検査（機械検査作業）

舞台機構調整（音響機構調整作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業、加熱ペイントマシンマーカ－工事作業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2

級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第6項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成31年7月14日（日）に学科試験を実施する職種については同年6月7日（金）から同年8月11日（日）までの間、その他の職種については、同年6月7日（金）から同年9月10日（火）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職 種	学 科 試 験 日
造園、金属熱処理、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成31年8月25日（日）
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成31年9月1日（日）
鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、酒造、タイル張り、表装、フラワー装飾	平成31年9月8日（日）

イ 3級

職 種	学 科 試 験 日
造園、機械加工、機械検査、舞台機構調整、フラワー装飾	平成31年7月14日（日）

ウ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
産業洗浄	平成31年8月25日（日）
路面標示施工	平成31年9月8日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成31年5月31日（金）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については、問題を公表しない場合がある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の4の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成31年4月3日（水）から同月16日（火）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在

中」と朱書すること。)の場合は、同月16日(火)の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

ア 受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	17,900円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	14,900円	

イ アにかかわらず、2級及び3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	8,900円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	5,900円	

ウ ア及びイにかかわらず、3級を受検する者のうち、在校生(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(規則第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を除く。)を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されているものを除く。))若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。エにおいて同じ。)に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	11,900円	3,100円
機械検査	9,900円	

エ ア、イ及びウにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
全職種	2,900円	3,100円

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒(宛名を明記し、140円切手を貼ったもの。)を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、平成31年7月14日(日)に学科試験を実施する職種については同年8月30日(金)に、その他の職種については同年10月4日(金)に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成31年7月14日(日)に学科試験を実施する職種については同年8月下旬に、その他の職種については同年9月下旬に書面で通知する。
- (3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格

者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

平成31年度技能検定試験（随時実施する2級、3級及び基礎級）を次のとおり実施する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 2級

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
仕上げ（機械組立仕上げ作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
プラスチック成形（インフレーション成形作業）
パン製造（パン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）
工業包装（工業包装作業）

(2) 3級

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業）
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
金属プレス加工（金属プレス作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
工場板金（機械板金作業）
仕上げ（機械組立仕上げ作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服製作業）
家具製作（家具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱製箱作業、段ボール箱製造作業）
製本（製本作業）
プラスチック成形（インフレーション成形作業）
パン製造（パン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
配管（建築配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）
工業包装（工業包装作業）

(3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、2級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、基礎級技能検定については規則第64条の5に規定するものとする。ただし、2級技能検定については、受検しようとする職種に係る3級の実技試験に合格した者、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、2級技能検定については規則第65条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、基礎級技能検定については同条第5項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

なお、一部職種については、問題を公表しない場合がある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定については規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎級技能検定については規則別表第13の3の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時受け付ける。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	17,900円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	14,900円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。また、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成31年1月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（三角点改測）
基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間
平成30年 7 月 1 日から平成31年 1 月31日まで
- 3 作業地域
三角点改測 隠岐郡隠岐の島町
電子基準点現地調査 浜田市、益田市、鹿足郡吉賀町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成31年 1 月30日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年 3 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（航空レーザ測量による標高データ作成）
- 2 作業期間
平成30年 9 月21日から平成31年 3 月31日まで
- 3 作業地域
浜田市、益田市、江津市

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、江津市蛭子北土地区画整理組合理事長田中睦次から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成31年 3 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

田中 睦次 江津市嘉久志町イ1363番地 7
小川 泰道 江津市嘉久志町イ1421番地
森脇 英毅 江津市嘉久志町イ1441番地 1
藤田 喜芳 江津市嘉久志町イ1436番地
田中 重男 江津市嘉久志町イ1363番地 1
田中 篤雄 江津市嘉久志町イ1363番地 5
盆子原良憲 江津市嘉久志町イ1575番地 3
田中 勝行 江津市嘉久志町イ1345番地 1

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第24号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

平成31年 3 月 1 日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備（(2)において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務 2 級

空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務 1 級

旧検定規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備（(4)において「常駐警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(4) 施設警備業務 2 級

常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務 1 級

旧検定規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（(6)において「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務 2 級

交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務 1 級

旧検定規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（(8)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務 2 級

貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第 1 項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

平成31年 5 月15日（水）午後 1 時から午後 4 時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

平成31年 4 月15日（月）から同月19日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1 通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1 葉

(4) 旧検定規則第 8 条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し 1 通

(7) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1 通

(8) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1 通

(9) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状 1 通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(7) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(4) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(7) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの

(7) 住所地を管轄する警察署

(4) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午後 1 時から午後 1 時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。